

「健康経営優良法人2023」認定項目の具体的取組内容(中小規模法人部門)

会議所コード：2703

商工会議所名：東大阪商工会議所

<2023年認定要件>

※黄色で色付けした内容は重点項目

評価項目	適合	具体的取組
健康経営の具体的な推進計画	必須	職員アンケートを実施して、職員の健康課題を把握している。
従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	○	従業員の健康診断受診は必須としている。
受診勧奨に関する取り組み	○	定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた職員には、文書や個別の声掛け等を行っている。
50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	—	—
管理職・従業員への教育	○	全職員対象の研修を実施
適切な働き方の実現に向けた取り組み	○	残業の事前申告制度や、任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇制度、ノー残業デーを設けている。
コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	同好会・サークル等の設置・金銭支援の他、職員同士の交流を増やす為の企画を実施している。
私病等に関する両立支援の取り組み	○	保険会社と連携し、両立支援に対する相談体制や対応手順を整備
保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	—	—
食生活の改善に向けた取り組み	○	保険会社と連携し、食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートを実施
運動機会の増進に向けた取り組み	○	毎週の週初めに、全職員でラジオ体操を行っている。
女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	健診への金銭補助を行っている他、生理休暇を取得しやすい環境を整備している。
長時間労働者への対応に関する取り組み	—	—
メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	○	保険会社と連携し、メンタルヘルスについての外部相談窓口の活用及び周知を行っている。
感染症予防に関する取り組み	○	インフルエンザの予防接種の費用を補助している。
喫煙率低下に向けた取り組み	○	たばこの健康への影響について、資料を配布している。
受動喫煙対策に関する取り組み	必須	本館内に喫煙室を設け、受動喫煙対策を行っている。